

令和8年第1回

尾三消防組合議会臨時会

日	時	令和8年5月25日(月)午前10時30分開議
場	所	尾三消防本部庁舎 3階 議場

尾 三 消 防 組 合



令和 8 年第 1 回尾三消防組合議会臨時会議事日程（案）

令和 8 年 5 月 2 5 日（月）

午前 1 0 時 3 0 分開議

尾三消防本部庁舎 3 階議場

- 日程第 1 議会運営委員会委員長報告
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 管理者あいさつ
- 日程第 4 会議録署名者の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 報告第 1 号  
専決処分事項の報告について
- 日程第 7 報告第 2 号  
専決処分事項の報告について
- 日程第 8 報告第 3 号  
令和 7 年度尾三消防組合一般会計予算の繰越明許費に係る繰越報告について
- 日程第 9 議案第 7 号  
尾三消防組合行政手続条例の一部を改正する条例

- 日程第10 議案第8号  
尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部  
を改正する条例
- 日程第11 議案第9号  
令和8年度尾三消防組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第10号  
財産の取得について（災害対応特殊小型動力ポンプ付水  
槽車）
- 日程第13 議案第11号  
財産の取得について（高規格救急自動車・高度救命処置  
用資機材）
- 日程第14 議案第12号  
指定金融機関の指定について
- 日程第15 管理者あいさつ

令和8年第1回尾三消防組合議会臨時会出席者

○ 説明のために出席する者の職氏名

- |             |           |
|-------------|-----------|
| ・ 管 理 者     | 佐 藤 有 美   |
| ・ 副 管 理 者   | 近 藤 裕 貴   |
| ・ 副 管 理 者   | 石 橋 直 季   |
| ・ 副 管 理 者   | 小 山 祐     |
| ・ 副 管 理 者   | 小 浮 正 典   |
| ・ 事 務 局 長   | 水 野 徳 泰   |
| ・ 消 防 長     | 冨 村 尚 志   |
| ・ 事 務 局 次 長 | 羽 場 浩 一 郎 |
| ・ 本 部 次 長   | 石 川 賢 治   |
| ・ 次長兼特別消防隊長 | 石 川 敏 美   |
| ・ 次長兼日進消防署長 | 村 瀬 昭 二   |
| ・ 次長兼東郷消防署長 | 松 尾 孝 司   |
| ・ 会 計 管 理 者 | 鈴 木 基     |
| ・ 総 務 課 長   | 竹 内 直 樹   |
| ・ 総務課統括専門監  | 川 上 良 樹   |

○ 職務のために出席する総務課職員の職氏名

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| ・ 総 務 課 主 幹     | 小 西 宏 和 |
| ・ 総 務 課 課 長 補 佐 | 津 呂 憲 治 |
| ・ 総 務 課 課 長 補 佐 | 川 崎 博   |
| ・ 総 務 課 課 長 補 佐 | 劔 持 一 彦 |

○ 職務のために出席する者の職氏名

- |            |         |
|------------|---------|
| ・ 議会事務局書記長 | 鷺 野 淳 一 |
| ・ 議会事務局書記  | 山 崎 充   |



令和 8 年第 1 回尾三消防組合議会臨時会提出議案一覧

議案番号	議 案 名
報告第 1 号	専決処分事項の報告について
報告第 2 号	専決処分事項の報告について
報告第 3 号	令和 7 年度尾三消防組合一般会計予算の繰越明許費に係る繰越報告について
議案第 7 号	尾三消防組合行政手続条例の一部を改正する条例
議案第 8 号	尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議案第 9 号	令和 8 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 10 号	財産の取得について（災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車）
議案第 11 号	財産の取得について（高規格救急自動車・高度救命処置用資機材）
議案第 12 号	指定金融機関の指定について



報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年5月25日提出

尾三消防組合管理者 佐藤有美



専決第2号

損害賠償の額の専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決する。

令和8年3月5日専決

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

記

- 1 損害賠償額 金29,700円
- 2 原因 救急活動中の物損事故
- 3 事故の概要
  - (1) 事故の発生日時 令和8年2月12日 午前6時50分
  - (2) 事故の発生場所 長久手市岩作地内
  - (3) 事故の経過 上記場所において、救急活動中に救急車で敷地内に進入したところ、救急車のタイヤで樹脂製の雨水桝の蓋を破損させたもの。
  - (4) 相手方の損傷 雨水桝蓋の破損
  - (5) 過失割合 尾三消防組合 100%、相手方 0%



報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年5月25日提出

尾三消防組合管理者 佐藤 有美



専決第3号

損害賠償の額の専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決する。

令和8年3月17日専決

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

記

- 1 損害賠償額 金163,056円
- 2 原因 立入検査時の物損事故
- 3 事故の概要
  - (1) 事故の発生日時 令和8年1月15日 午前10時30分
  - (2) 事故の発生場所 日進市赤池五丁目地内
  - (3) 事故の経過 上記場所において、車庫内で車両を方向転換中に、車両右側をシャッターレールに接触、破損させたものの。
  - (4) 相手方の損傷 シャッターレールの破損
  - (5) 過失割合 尾三消防組合 100%、相手方 0%



報告第3号

令和7年度尾三消防組合一般会計予算の繰越明許費に係る繰越報告について

繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のように翌年度に繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年5月25日提出

尾三消防組合管理者 佐藤 有美



令和7年度尾三消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	その他	
			円	円	円	円	円	円
3. 消防費	1. 消防費	車両整備事業	62,024,000	62,020,692	0	0	43,600,000	18,420,692
合 計			62,024,000	62,020,692	0	0	43,600,000	18,420,692



## 議案第7号

尾三消防組合行政手続条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和8年5月25日提出

尾三消防組合管理者 佐藤 有美

### 説 明

この案を提出するのは、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」による行政手続法の改正に準ずるため、改正する必要があるからである。



## 尾三消防組合行政手続条例の一部を改正する条例

尾三消防組合行政手続条例（平成30年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」を「第15条第3項及び第4項」に、「同条第3項」を「同条第3項及び第4項」に、「「掲示を始めた日から2週間を経過した」を「同項中「」に改め、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「及び第16条」を「及び第4項並びに第16条」に、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の尾三消防組合行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

# 新旧対照表

尾三消防組合行政手続条例（平成30年条例第2号）の一部を改正する条例

新	旧
<p>尾三消防組合行政手続条例</p> <p>平成30年3月27日 条例第2号</p> <p>（聴聞の通知の方式）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u> _____ _____ _____ によって行うことができる。_____</p> <p><u>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>（代理人）</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段</u>の規定により当該通</p>	<p>尾三消防組合行政手続条例</p> <p>平成30年3月27日 条例第2号</p> <p>（聴聞の通知の方式）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>（代理人）</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通</p>

## 新旧対照表

知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「  
\_\_\_\_\_とき」とあるのは「\_\_\_\_\_とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項 \_\_\_\_\_ の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項 \_\_\_\_\_ 中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「揭示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「揭示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、揭示を始めた\_\_\_\_\_日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条 \_\_\_\_\_ の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号 \_\_\_\_\_ 及び第4号」とあるのは「同条第3号 \_\_\_\_\_」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

## 議案第 8 号

尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 2 5 日提出

尾三消防組合管理者 佐 藤 有 美

### 説 明

この案を提出するのは、国家公務員の特殊勤務手当のうち災害応急作業等手当の支給額が改正されたことに準じて、大規模災害の発生区域において、消防業務に従事する職員に支給する災害応急対策等派遣手当について、改正する必要があるからである。



## 尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和47年尾三消防組合条例第7号」を「昭和47年条例第7号」に改める。

別表中「2,160円」を「2,880円」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。



# 新 旧 対 照 表

尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年条例第2号）の一部を改正する条例

新	旧																												
<p style="text-align: center;">尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成9年3月27日 条例第2号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年条例第7号）第22条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 40%;">支給の範囲</th> <th style="width: 15%;">支給額</th> <th style="width: 35%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">出動手当</td> <td>(1) 火災及びその他の災害に出動し、消火活動等に従事した者</td> <td>1回 200円</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(2) 救急事故等に出動し、救急業務に従事した者</td> <td>1回 200円</td> </tr> <tr> <td>災害応急対策等派遣手当</td> <td>大規模災害の発生区域において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による相互の応援に基づく消防業務に従事した者又は同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防業務に従事した者</td> <td>1日 <u>2,880円</u></td> <td>出動手当と併給できる。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	支給の範囲	支給額	摘要	出動手当	(1) 火災及びその他の災害に出動し、消火活動等に従事した者	1回 200円		(2) 救急事故等に出動し、救急業務に従事した者	1回 200円	災害応急対策等派遣手当	大規模災害の発生区域において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による相互の応援に基づく消防業務に従事した者又は同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防業務に従事した者	1日 <u>2,880円</u>	出動手当と併給できる。	<p style="text-align: center;">尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成9年3月27日 条例第2号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年尾三消防組合条例第7号）第22条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 40%;">支給の範囲</th> <th style="width: 15%;">支給額</th> <th style="width: 35%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">出動手当</td> <td>(1) 火災及びその他の災害に出動し、消火活動等に従事した者</td> <td>1回 200円</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(2) 救急事故等に出動し、救急業務に従事した者</td> <td>1回 200円</td> </tr> <tr> <td>災害応急対策等派遣手当</td> <td>大規模災害の発生区域において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による相互の応援に基づく消防業務に従事した者又は同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防業務に従事した者</td> <td>1日 <u>2,160円</u></td> <td>出動手当と併給できる。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	支給の範囲	支給額	摘要	出動手当	(1) 火災及びその他の災害に出動し、消火活動等に従事した者	1回 200円		(2) 救急事故等に出動し、救急業務に従事した者	1回 200円	災害応急対策等派遣手当	大規模災害の発生区域において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による相互の応援に基づく消防業務に従事した者又は同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防業務に従事した者	1日 <u>2,160円</u>	出動手当と併給できる。
種類	支給の範囲	支給額	摘要																										
出動手当	(1) 火災及びその他の災害に出動し、消火活動等に従事した者	1回 200円																											
	(2) 救急事故等に出動し、救急業務に従事した者	1回 200円																											
災害応急対策等派遣手当	大規模災害の発生区域において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による相互の応援に基づく消防業務に従事した者又は同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防業務に従事した者	1日 <u>2,880円</u>	出動手当と併給できる。																										
種類	支給の範囲	支給額	摘要																										
出動手当	(1) 火災及びその他の災害に出動し、消火活動等に従事した者	1回 200円																											
	(2) 救急事故等に出動し、救急業務に従事した者	1回 200円																											
災害応急対策等派遣手当	大規模災害の発生区域において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による相互の応援に基づく消防業務に従事した者又は同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防業務に従事した者	1日 <u>2,160円</u>	出動手当と併給できる。																										



令和 8 年度  
\*\*\*\*\*

# 一般会計補正予算書

(第 1 号)

尾三消防組合



## 議案第9号

### 令和8年度尾三消防組合一般会計補正予算（第1号）

令和8年度尾三消防組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,847千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,022,639千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

令和8年5月25日提出

尾三消防組合管理者 佐藤有美



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		69,001	25,847	94,848
	1. 繰入金	69,001	25,847	94,848
歳入合計		4,996,792	25,847	5,022,639

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,374,647	25,847	4,400,494
	1. 総務管理費	4,374,485	25,847	4,400,332
歳出合計		4,996,792	25,847	5,022,639



第2表 継続費補正

変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	尾三消防組合本部新庁舎設計業務委託	164,120	7	15,411	208,784	7	15,411
				8	50,930		8	75,788
				9	97,779		9	117,585



令和 8 年度

\*\*\*\*\*

# 一般会計補正予算説明書

(第 1 号)

尾三消防組合



歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金	69,001	25,847	94,848
歳入合計	4,996,792	25,847	5,022,639

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費	4,374,647	25,847	4,400,494
歳出合計	4,996,792	25,847	5,022,639

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
0	0	0	25,847
0	0	0	25,847

## 2. 歳 入

(款) 7 繰入金 (項) 1 繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰入金	69,001	25,847	94,848
計	69,001	25,847	94,848

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰入金	25,847	財政調整基金繰入金 25,847

### 3. 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 財産管理費	817,840	25,847	843,687				25,847
計	4,374,485	25,847	4,400,332				25,847

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	25,847	本部建替之関係業務委託料 25,847



## 議案第10号

財産の取得について  
次のとおり動産を取得するものとする。

令和8年5月25日提出

尾三消防組合管理者 佐藤 有美

### 記

- 1 事業名 車両整備事業（災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車）  
緊急消防援助隊設備整備費補助事業
- 2 納入場所 日進市本郷町宮下3番地 日進消防署
- 3 契約金額 60,940,000円
- 4 契約者 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号  
株式会社モリタ 名古屋支店  
支店長 土居 典生
- 5 契約の方法 指名競争入札

### 説明

この案を提出するのは、尾三消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、財産の取得に係る契約を締結するため必要があるからである。



## 議案第 1 1 号

財産の取得について  
次のとおり動産を取得するものとする。

令和 8 年 5 月 2 5 日提出

尾三消防組合管理者 佐 藤 有 美

### 記

- 1 事業名 車両整備事業（高規格救急自動車・高度救命処置用資機材）
- 2 納入場所 豊明市沓掛町宿 2 3 4 番地 豊明消防署
- 3 契約金額 4 4, 9 1 9, 9 3 0 円
- 4 契約者 名古屋市名東区神里一丁目 1 0 8 番地  
愛知トヨタ W E S T 株式会社 名東店  
店長 橘 義 仁
- 5 契約の方法 指名競争入札

### 説 明

この案を提出するのは、尾三消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、財産の取得に係る契約を締結するため必要があるからである。



## 議案第 1 2 号

### 指定金融機関の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条において準用する同法第 2 3 5 条第 2 項及び同法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 8 条第 2 項の規定に基づき、尾三消防組合の公金の出納及び支払の事務を取り扱わせるために下記のことを指定する。

令和 8 年 5 月 2 5 日提出

尾三消防組合管理者 佐 藤 有 美

### 記

- 1 指定金融機関 岡崎信用金庫
- 2 指定期間 令和 8 年 6 月 1 日から令和 1 1 年 5 月 3 1 日まで

### 説 明

この案を提出するのは、指定金融機関を指定するため必要があるからである。